

# 福岡県診療放射線技師会 地区運営規程

制 定:令和7年4月1日

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県診療放射線技師会(以下「本会」という。)定款第3条に定める目的を達成するために地区の運用に必要な事項を定める。

## 第2章 構 成

### (地区)

第2条 定款第5条及び組織規程に基づく福岡、北九州、筑後、筑豊の4地区を対象とする。

### (地区運営委員会)

第3条 各地区における地区運営委員会は、地区選出理事および地区委員により組織し、本会 役員、代議員立候補者の擁立、会員動向の調査等を行い、地区事業の円滑な実施のために活動する。

### (地区運営委員会の開催について)

第4条 地区運営委員会の開催回数は問わないが、予算内を限度とする。

2 予算を超えて開催する必要がある場合は、会長の承認を得ること。

第5条 地区運営委員会は、地区代表理事が招集し、開催する。委員会終了後、2週間以内に所定の様式で開催報告書を事務局および総務担当常務理事に提出すること。

第6条 会議時は以下の方法により開催する。

- (1)面談会議:委員会構成員が一堂に会して行う会議
- (2)Web会議:委員会構成員がインターネットなどのネット環境を利用して行う会議で、構成員間の情報伝達に遅延が発生しない方法を採用したものに限る。なお、Web会議開催にあたっては旅費規程に規定する通信雑費を支給するものとする
- (3)メール会議:会議構成員がメールの送受信によって行う会議をいう。ただし、メール会議開催にあたっては旅費規程に規定する通信雑費を支給しない

2 地区運営委員会開催にあたり、次の事項を確認する。

- (1)委員長(地区代表理事)は、構成員の出欠をチェックすること
- (2)原則、弁当(昼食および夕食)は、特別な場合を除いて支給されない
- (3)委員会は、構成員の過半数の出席で成立するものとする
- (4)委員会の決議は、出席構成員の過半数の承認で可決するものとする

## 第3章 事 業

第7条 地区開催事業は事業計画、予算案とも統合地区委員会において審議し、理事会で可決、承認されることで実施可能とする。

2 事業にかかる費用は、本会 会計処理規程に則って処理する。

## 第4章 雜 則

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、地区運営内規に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

1 本規程は、令和7年4月1日に施行する。